

7土利第 134号
令和 7年 9月16日

(道路管理者)

名古屋市長 広 沢 一 郎

利便増進誘導区域の指定について

道路法（昭和27年法律第 180号）第33条第 2項第 3号の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、同条第 4項の規定により下記のとおり公示する。

記

1 利便増進誘導区域の指定日

令和 7年10月16日

2 道路の種類及び路線名

(1)市道広井町線、市道広井町駅前線、県道名古屋津島線

(2)市道駅西第 1 号線

3 利便増進誘導区域として指定する区間（別紙参照）

(1)市道広井町線、市道広井町駅前線、県道名古屋津島線

名古屋市中村区名駅一丁目1001地先から

名古屋市中村区名駅四丁目2706地先まで

(2)市道駅西第 1 号線

名古屋市中村区椿町 203 地先から

名古屋市中村区椿町 4-5 地先まで